

第4次加東市男女共同参画プラン施策体系(案)

※赤字：提案事項 ※緑色：文言修正事項 ※黒字：第3次プランからの踏襲事項

基本目標	基本課題	施策の基本的方向	内容
I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり	1 男女共同参画推進のための意識改革	①男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発	人々の生き方、働き方に様々な影響を与えている社会通念、慣行等の見直しが行われるよう、男女共同参画に向けた広報・啓発活動を促進します。
		②男女共同参画に関する法制度の周知	男女共同参画社会の実現に向けて、国は様々な法制度を整備しています。男女共同参画社会の実現を社会全体の目標として共有するため、男女共同参画に関する法制度の周知を推進します。
		③男女共同参画に関する学習機会の提供と支援	男女共同参画を理解し、社会通念や慣行、固定的な性別役割分担意識の見直しが進むように学習機会を充実します。
		④幼少期からの男女共同参画に関する理解促進	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見は、長い時間をかけて人々の意識に形成されていきます。そのため、幼児期から男女共同参画の視点を身に付け、実践していけるように、子どもの発達段階に応じた内容の広報・啓発活動を推進します。
		⑤市職員及び事業所に対する研修の充実	男女共同参画の視点に立った行政と市民による協働のまちづくりを推進していくために、市職員等が率先して男女共同参画の理解を深めます。また、あらゆる施策の策定や実施にあたって、人権尊重と男女共同参画の視点を取り入れるように、研修機会の充実を図ります。事業所等に対しても、男女共同参画の理解が深まるよう、研修の充実を働きかけます。
	2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実	①男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進し、子どもたちだけが、お互いの人権と個性を尊重し、自分も他者も大切にする男女平等、男女共同参画の考え方を形成できるように教育内容の充実を図ります。
		②教育・福祉・医療関係等の研修の充実	教育関係者の生き方や男女共同参画に対する考え方は、子どもに大きな影響を与えます。授業や行事での男女共同参画の意識の定着とその実践のために、研修会を行う等、研修の充実を図ります。青少年教育活動の指導者等の社会教育に携わる人に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。さらに、子どもと接する機会の多い福祉・医療関係者に対しても、男女平等・男女共同参画の視点に立った対応ができるように、意識啓発に努めます。
		③男女共同参画の視点に立った子育ての推進	大人に固定的な性別役割分担意識がある場合、それが子どもに影響し、偏見を生み出す一因となります。大人が、子どもに期待する役割や将来像に性別による偏りがないかを見直し、一人ひとりの子どもの個性と能力を伸ばすために、男女共同参画の視点に立って子どもと接することができるように、意識啓発や学習機会の提供に努めます。
		④家庭生活における男女共同参画の推進	家庭生活は、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに家族がお互いを尊重し、共に協力し合うことが大切です。家族が家事、子育て、介護等の責任を共に担い、お互いに協力できるように、固定的な性別役割分担意識の見直しを促します。
	3 相談・情報提供の充実	①各種相談窓口の周知	男女共同参画の視点に立って市民の様々な悩みごとや困りごとに対応できるように、相談体制の充実に取り組みます。
		②男女共同参画に関する情報提供の充実	男女共同参画に関する催しや活動、図書等の情報を広く市民に周知します。

基本目標	基本課題	施策の基本的方向	内容
II あらゆる分野における男女共同参画	1 政策・方針決定過程への女性の参画	①審議会等の委員への女性登用の促進	審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。また、市の女性職員の管理職への登用や人材育成を進めるとともに、地域の事業所等へ働きかけます。
		②女性リーダーの育成とネットワークづくり	市内の各分野で活動する女性の情報を収集し、女性リーダーとして意欲を持って活躍していただけるよう人材育成に努めます。また、市内で活動する女性や、市民団体等が互いに交流し、共に活動する機会を設けるなど、ネットワークづくりを推進します。
	2 男性の家庭・地域活動への参画の促進	①男性の子育て・介護への参画促進	男性の家事や子育て、地域活動等への参画を推進するために、男性の働き方や家庭への参画等について意識啓発に取り組みます。また男性を対象とした料理教室や子育て・介護教室等の講座を開設します。その際には、働いている男性に配慮した日時を設定するほか、子育て中でも気軽に参加できるように託児を実施する等、より多くの男性が参加できるよう工夫します。また市内の事業所に対し、労働者一人ひとりがライフスタイルや希望に応じた柔軟な働き方ができるよう、働き方の見直しを啓発します。
		②男性の子育て・介護休業の取得促進	子育てや介護を担う男性の休暇または休業の取得が進むよう、労働者への子育て・介護休業制度の周知や、事業主への両立支援等助成金制度の周知等に取り組みます。また、子育てや介護で休暇・休業を取得した経験のある男性のエピソードを紹介するなど、男性が休暇・休業の取得を前向きに捉えられるよう情報提供の充実を図ります。
		③子育てや介護を担う男性への理解促進	男性が仕事と子育て・介護の両立を可能にするためには、職場の理解と配慮が必要です。事業所への研修を実施するなど、子育て・介護を担う男性が働きやすい環境づくりを進めます。
	3 雇用分野、自営業等の分野における男女共同参画	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保	事業所に対して、雇用の場における固定的な性別役割分担意識の解消や男性中心の職場慣行の是正、男性を含めた働き方の見直しにより、制度上だけでなく、実質的な男女平等の機会と待遇の確保、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。
		②就労・起業を望む女性に対する支援の充実	就労の希望のある女性が性別を理由とする不利益を被ることなく意欲を持って働き、能力を発揮して活躍することができるように、就労支援や就労継続支援に取り組みます。また、起業に意欲的な女性に対する積極的な起業支援を行います。
		③自営業における男女共同参画の推進	自営業種における男女共同参画の意識啓発を進め、経営や方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性の役割が適正に評価され、適切な労働時間や休日の確保等の労働条件が整備されるように働きかけます。また、女性の経営能力や技術向上を支援します。
		④ダイバーシティの推進	職場において性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、就労意欲のあるあらゆる人が活動できるように、ダイバーシティの啓発を推進します。
		⑤事業主行動計画の策定の推進	「女性活躍推進法」に基づく、民間企業等を対象とした「一般事業主行動計画」の策定が進むよう啓発します。また、市においては策定している「特定事業主行動計画」の取組を推進します。
	4 地域生活における男女共同参画の推進	①地域社会における男女共同参画の推進	誰もが暮らしやすい活力のある地域社会をめざして、すべての人々が地域社会の発展を支える一員として、あらゆる地域活動に参画できる機会をつくります。また、皆が共に参画する地域づくりの推進には、性別、年齢、障害の有無等を問わず、一人ひとりが地域の一員として主体的に参加できる基盤を築くことが重要です。住民同士が地域について十分に話し合い、共通理解のもとで活動を進めていくよう啓発するとともに、女性の積極的な参画と登用を促します。
		②防災における女性の参画促進	男女共同参画の視点を踏まえ、防災対策を検討するとともに、自治会等の地域コミュニティにおいても、固定的な性別役割分担意識にとらわれない活動を推進できるよう、女性の積極的な参画を促します。
		③ボランティア活動や地域活動への参加促進	ボランティア活動や地域活動への参加を促し、一人ひとりが個性や能力を発揮して、互いに助け合い支え合う地域づくりを推進します。その際には、役割や意思決定が特定の性別や年齢に偏ることがないよう、男女共同参画の視点から、あらゆる人々との協働を促します。また、市民の自主的な学習グループの育成や活動の支援、ネットワークづくりにより、地域で男女共同参画を進めるリーダーを養成します。
	5 ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの啓発	固定的な性別役割分担意識によって「男性は仕事」「女性は家庭」と役割を決めてしまわずに、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発等、様々な活動を自ら希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。
		②多様な働き方を可能にする環境整備	仕事と家庭生活、地域活動等の両立をめざし、働き方を見直して、ワーク・ライフ・バランスの希望や子育て・介護等の状況に応じて働き方ができるよう、意識啓発や環境づくりを進めます。

基本目標	基本課題	施策の基本的方向	内容
III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり	1 すべての市民の生涯にわたる健康支援	①生涯を通じた心身の健康づくりの推進	人々の年齢に応じた健康管理やこころと体の健康づくりを支援し、健康を脅かす問題への取組を推進します。
		②思春期における保健衛生の推進	子どもの発達段階に応じてこころと体の健康に関する正しい知識を習得し、自ら生と性に対する自尊心を高め、自分も他者も大切にすることを育てます。
		③生涯を通じた女性の健康支援	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点に立った啓発を推進します。また、思春期、妊娠・出産期、子育て期、育壮年期、更年期、老年期という人生の各段階に応じて、女性が主体的に健康の保持・増進を図ることができるように支援します。
	2 あらゆる暴力の根絶	①暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進	すべての市民の人権意識を高めるとともに、女性に対するあらゆる暴力が、女性の基本的人権を侵害する重大な問題であるという認識を深めることにより、どのような暴力も許さない環境づくりを進めます。また、被害を受けた際に相談窓口や相談方法を周知するとともに、プライバシーに配慮した相談体制の充実を図ります。また、リベンジポルノ・ストーカー行為等、多様化、悪質化する暴力の防止についての啓発を推進し、被害の未然防止に努めます。
		②あらゆるハラスメント防止対策の推進	事業所に対して、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする女性に対するハラスメントの防止対策に、より一層取り組むよう働きかけ、研修の充実を進めます。
		③虐待防止対策の推進	あらゆる暴力の根絶と防止に向けて、児童、高齢者及び障害者に対する虐待防止対策を推進します。虐待を早期に発見し、適正な支援が行えるよう関係機関との連携を強化します。
	3 安心して子育てができる環境の整備・充実	①家族が皆で子育てに参画できる環境の整備・充実	子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方への理解を深めるためには、身近な大人が、家庭生活や子どもへの関わりにおいて、男女共同参画を実践することが大切です。家庭と地域が連携し、保護者をはじめ、子育てに関わる全ての人々の学習を進め、家族が皆で子育てをする意識や地域で子どもを育てる意識を高めるとともに、子育てグループの育成や支援を推進します。
		②多様なニーズに対応した子育て支援の充実	家族形態や就労形態等により、子育てが特定の性別に偏ってしまうことがあります。過度な負担を感じることなく子育ての喜びや楽しみを感じられるように、保育ニーズに的確に対応したサービスを提供するとともに、関係機関の連携を強化して相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭の自立支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。
	4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実	①高齢者・障害者等の保健福祉の充実	高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させるとともに、地域で暮らす人が共に助け合い、支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。また、介護の負担が特定の性別に偏ることを防ぐために、地域包括システムの推進により、身近な地域で安心して介護を支える体制の充実を図るほか、両立支援制度について啓発し、家族の皆が介護を担うことができる環境を整えます。また、男性介護者が孤立せずに安心して介護を担えるように、相談体制の充実を図ります。
		②複合的に困難な状況に置かれている女性への支援	性的マイノリティであること、障害があること、外国人であること、部落差別の問題等に加え、女性であることであさらに複合的に困難な状況に置かれている場合について必要な支援に取り組みます。
		③性の多様性に対する理解の促進	社会的な性別である「ジェンダー」について学ぶとともに、性の多様性についての理解を深め、誰もが性的指向や性自認等によって差別や偏見を受けることがないように、広報・啓発活動を推進します。
	IV 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	1 男女共同参画推進に向けた体制・連携の強化	①庁内推進体制の確立
②国・県等関係機関との連携			国・県や関係機関、近隣市町との連携を図りながら推進することはもとより、必要に応じて国・県等に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。
③進捗状況の調査			毎年、本計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を点検して、計画の進捗管理を行います。また、加東市男女共同参画市民会議へ進捗状況を報告し、評価及び提言を受け、当計画の実行性を高めます。